

援に関する制度と相談窓口

各事業について詳しくは市ホームページでご確認ください。
(5月18日現在の情報です)

事業者の皆様へ

◎主な支援制度・相談窓口

給付	1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した	→ 持続化給付金(国の制度)	給付額: 法人200万円以内・個人事業者100万円以内 昨年1年間の売上からの減少分が上限	→ 持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570
		→ 千葉県中小企業再建支援金	賃借している事業者がない場合: 最大20万円 または、1事業所を賃借している場合: 最大30万円 または、複数事業所を賃借している場合: 最大40万円	→ 千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894
	1カ月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した	→ 我孫子市事業継続支援金(最大30万円)	対象となる事業者: 一律10万円 市内に事業所を賃借している場合: 10万円加算 市内に複数の事業所を賃借している場合: さらに10万円加算	→ 我孫子市商業観光課 ☎7185-1734
	売上の比較ができない創業者	→ 我孫子市創業支援補助金(特例)	賃料補助(補助率2分の1): 月額5万円(上限) 期間: 1年間	→ 我孫子市企業立地推進課 ☎7185-2214
	従業員を休業させた	→ 雇用調整助成金(特例)	労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当・賃金などの一部を助成。助成率は、企業の雇用条件で変動	→ 千葉労働局 職業対策課 事業所給付係 ☎043-221-4393
	従業員が小学校などの休校で仕事を休んだ	→ 小学校等休業対応助成金	助成額: 労働者1人1日につき8330円が上限 助成率: 10分の10	→ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
小学校などの休校で仕事を休んだ	→ 小学校等休業対応支援金	助成額: 就業できなかった日1日につき4100円 対象: 個人で仕事をしている方	→	
貸付	融資を受けたい	→ 千葉県新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	中小企業向け信用保証付き融資制度 【個人事業主】 売上高など前年同月比が5%以上減少で保証料・金利ゼロ 【小・中規模事業者】 売上高など前年同月比が5%以上減少で保証料2分の1 売上高など前年同月比が15%以上減少で保証料・金利ゼロ	→ 千葉県経営支援課 ☎043-223-2707
		→ 政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫: 新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資 商工組合中央金庫: 危機対応融資 いずれも特別利子補給制度※との併用により実質無利子化 ※詳細は、中小企業庁ホームページで今後公開予定	→ 日本政策金融公庫(松戸支店) ☎047-367-1191 商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711
相談	資金繰り全般に関する相談			→ 中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183
	労働全般に関する相談			→ 千葉労働局総合労働相談コーナー ☎043-221-2303

◎中小企業者・個人事業者への支援・相談窓口

持続化給付金(法人200万円以内・個人事業者などに100万円以内を支給)

国では、特に大きな影響を受けている事業者に、事業全般に広く使える給付金を支給します。詳しくは持続化給付金事務局ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



申請期間 令和3年1月15日(金)まで

☎ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

千葉県中小企業再建支援金(最大40万円)

売上が大きく減少している事業者に支援金を支給します。詳しくは千葉県中小企業再建支援金特設サイト(QRコード参照)をご覧ください。オンライン申請も可能です。



申請期間 8月31日(月)まで

☎ 千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894

市独自の支援策

◎我孫子市事業継続支援金(最大30万円)

売り上げが大きく減少しているが、50%以上減少した月がないため、国や県の給付金を受けられない地元中小事業者を対象に、市が独自に最大30万円の支援金を支給します。

給付額

- ①対象となる事業者に一律10万円を支給
- ②市内に事業所を賃借している場合、10万円を加算
- ③市内に複数の事業所を賃借している場合、さらに10万円を加算

主な条件

- ①市内に事業所を有する法人または個人事業主であること。※国・公共法人・政治団体・宗教団体などは除く。
- ②法人の場合は、実質的な本店(主たる事務所)が市内または隣接市町(柏・印西・取手市、利根町)に所在すること。※医療(調剤薬局を含む)・福祉・保育

のサービスを主に提供する市内事業所は本店がどこにあっても構いません。

③令和2年1月～7月に、売上が前年同月比で20%以上減少した月があり、かつ50%以上減少した月がないこと。ただし、7月までに申請する場合は申請の前月までを比較の対象とします。

④資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。その定めがない場合は常時雇用する従業員数が2000人以下であること。

⑤令和元年12月以前から事業収入(売上)があり、今後も事業を継続する意思があること。

⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、何らかの協力や取り組みをしていること。

⑦我孫子市の税金を滞納していないこと。

⑧暴力団・暴力団員などと密接な関わりをもっていないこと。

申請期間 8月31日(月)まで(必着) ※商工会の会員には申請書を郵送します。

☎ 商業観光課 ☎7185-1734

◎宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金

在宅勤務が難しい方に対し、テレワークを行うことを支援するため、利用料の一部を補助します。

対象 4月7日～6月30日に市内の宿泊施設でテレワークを行った市民の方

補助額 利用料の2分の1(1回の利用につき上限2000円)

☎ 企業立地推進課・内線504

◎我孫子市創業支援補助金(特例)

国・県などの給付金の対象にならない創業者などに、申請要件の緩和と申請手続きの特例制度を設けました。

対象 令和2年1月1日～4月6日に創業した方または、7月14日(火)～市主催の実践創業塾(実施日未定)の最終日翌日までの間に創業した日から3年を経過する方

補助額 事業所などの賃料の2分の1(上限月5万円)

☎ 企業立地推進課 ☎7185-2214